

奈良市公報

第 3 6 8 号

(平成30年11月後半分)

平成30年12月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社 春日

目 次

規 則

- 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則… 1
- 奈良市役所連絡所設置規則及び奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則 …… 7
- 奈良市保健所・教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 …… 7

告 示

- 平成31年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領 …… 7
- 平成31・32年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領 …… 12
- 狂犬病予防法の規定による飼育者不明の犬の収容… 14
- 放置自転車等の保管 …… 14
- 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止 …… 14
- 奈良市議会定例会の招集 …… 14
- 奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示 …… 14
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 …… 15
- 開発行為に関する工事の完了 …… 15
- 放置自転車等の保管 …… 15

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知 …… 16

公 営 企 業

- 大和都市計画下水道事業の事業計画変更図書の写しの公衆縦覧 …… 17
- 平成31・32年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領 …… 18
- 平成31年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領 …… 18

消 防 局

- 消防法第17条違反に対する命令 …… 22

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿の登録日の変更 …… 22

農 業 委 員 会

- 農業委員会総会の招集 …… 22

議 会

- 広報広聴委員会の委員の選任（2件） …… 22

規 則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第49号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める。
第15条中「別記第12号様式」の次に「及び第12号様式の2」を加える。

別記第1号様式中

障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
利用中のサービスの種類と内容等				

を

障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6 非該当	有効期間	
利用中のサービスの種類と内容等				
受給者証番号				

に、

<input type="checkbox"/> 居宅介護	/
<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	
<input type="checkbox"/> 同行援護	
<input type="checkbox"/> 行動援護	
<input type="checkbox"/> 短期入所	
<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	

を

<input type="checkbox"/> 居宅介護	<input type="checkbox"/> 就労定着支援
<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 自立生活援助
<input type="checkbox"/> 同行援護	/
<input type="checkbox"/> 行動援護	
<input type="checkbox"/> 短期入所	
<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	

に、

<input type="checkbox"/> 地域移行支援
<input type="checkbox"/> 地域定着支援

を

<input type="checkbox"/> 地域移行支援
<input type="checkbox"/> 地域定着支援

に、

「介護給付費又は」を「介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービ

ス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は」に、「精神科病室」を「精神病室」に改める。

別記第2号様式中

訓練等給付費の支給決定内容

を

訓練等給付費の支給決定内容
障害支援区分
認定有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

に、

「第十二面及び第十三面」を「第十三面及び第十四面」に、

療養介護・共同生活援助・ 施設入所支援事業者記入欄			
番号	事業者及びその 事業所の名称	入所(居)日 退所(居)日	事業者 確認印
1		入所(居)日 年 月 日	
		退所(居)日 年 月 日	
2		入所(居)日 年 月 日	
		退所(居)日 年 月 日	
予備欄			

を

(十一) 療養介護・共同生活援助・ 施設入所支援事業者記入欄				(十二) 就労定着支援・自立生活援助・ 事業者記入欄			
番号	事業者及びその 事業所の名称	入所(居)日 退所(居)日	事業者 確認印	番号	事業者及びその 事業所の名称	利用開始日 利用終了日	事業者 確認印
1		入所(居)日 年 月 日		1		契約日 年 月 日	
		退所(居)日 年 月 日				サービス提供終了日 年 月 日	
2		入所(居)日 年 月 日		2		契約日 年 月 日	
		退所(居)日 年 月 日				サービス提供終了日 年 月 日	
予備欄				予備欄			

に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第8条、第16条関係)

(表面)

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)
支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

(宛先) 奈良市長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号:		年 月 日
	居住地	〒	電話番号	
支給申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号:	続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号	疾病名
被保険者証の記号及び番号(※)		保険者名及び番号(※)		
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。)				有・無

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分等	1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等					
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()	要介護	1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等					

変更の理由

申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他		<input type="checkbox"/> 居宅介護	<input type="checkbox"/> 就労定着支援	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 自立生活援助	
		<input type="checkbox"/> 同行援護		
		<input type="checkbox"/> 行動援護		
		<input type="checkbox"/> 短期入所		
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
日中活動系		<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練)	
		<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練)	
			<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援(養成施設)	
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援A型	
居住系		<input type="checkbox"/> 施設入所支援	<input type="checkbox"/> 就労継続支援B型	
			<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)	
地域相談支援		<input type="checkbox"/> 地域移行支援		
		<input type="checkbox"/> 地域定着支援		

サービス等利用計画又は個別支援計画を作成する必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、奈良市から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

(裏面)

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	医療機関の 所在地	〒	電話番号	

(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。））に入院している者に限る。）を申請する場合記入すること。

申 請 す る 減 免 の 種 類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 2. 市町村民税非課税世帯(※)に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○をつける。 ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの ② ①以外のもの 3. 市町村民税課税世帯(障害者:所得割16万円未満、障害児:所得割28万円未満)に属する者	
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。 <20歳以上の方> 1. 療養介護利用者であること(年齢 歳) 2. 市町村民税非課税世帯の者	
	<input type="checkbox"/> III 施設入所者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食費等軽減措置) 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設)	
	<20歳以上の方> 1. 施設入所者であること(年齢 歳) 2. 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯若しくは中国残留邦人等支援給付を受けている世帯の者	
	<input type="checkbox"/> IV グループホーム等入居者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(家賃軽減措置) 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯若しくは中国残留邦人等支援給付を受けている世帯に当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注) 対象事業所は、共同生活援助(グループホーム)	
	<input type="checkbox"/> V 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(自己負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒	電話番号	

別記第12号様式中「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、「添えて」の次に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律施行令第43条の5第1項に規定する」を加え、「施設受給者証番号」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

第12号様式の2（第15条関係）

令第43条の5第6項に規定する光学障害福祉サービス等給付費支給申請書

(宛先) 奈良市長

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ											①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ②介護保険法	
申請者氏名	個人番号：										制度	受給者証番号・被保険者証番号
生年月日	年	月	日									
居住地	〒										電話番号	
サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支払額(注)	申請に係るサービス利用月			年 月 分		65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無		□無 □有				

- (注) 1 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）してください。
2 支払額を証する領収書を添付してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替依頼書	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号						
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 9 その他							
	フリガナ									
	口座名義人									

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ		申請者との関係
氏名		
住所	〒	電話番号

別記第24号様式中「補装具費（購入・修理）支給申請書」を「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に、「（購入・修理）の」を「（購入・借受け・修理）の」に、「購入・修理を」を「購入・借受け・修理を」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）別記第1号様式、第2号様式、第4号様式、第12号様式、第12号様式の2及び第24号様式の規定は、平成30年4月1日以後の利用に係る障害福祉サービス及び高額障害福祉サービスについて適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）別記第1号様式、第4号様式、第12号様式及び第24号様式の規定による申請書は、それぞれ新規則別記第1号様式、第4号様式、第12号様式及び第24号様式の規定による申請書とみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則別記第2号様式の規定に基づき交付されている障害福祉サービス受給者証は、新規則別記第2号様式の規定に基づく障害福祉サービス受給者証とみなす。

4 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成30年11月19日揭示済）

奈良市役所連絡所設置規則及び奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第50号

奈良市役所連絡所設置規則及び奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

（奈良市役所連絡所設置規則の一部改正）

第1条 奈良市役所連絡所設置規則（昭和52年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市伏見連絡所の項中「西大寺国見町二丁目」を「西大寺国見町二丁目 西大寺国見町三丁目」に、「横領町」を「横領町 菅原東一丁目 菅原東二丁目」に改める。

（奈良市消防団の組織等に関する規則の一部改正）

第2条 奈良市消防団の組織等に関する規則（平成12年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1西部方面隊の部伏見分団の項中「西大寺国見町二丁目」の次に「、西大寺国見町三丁目」を、「菅原町」の次に「、菅原東一丁目、菅原東二丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成31年1月21日から施行する。

（平成30年11月19日揭示済）

奈良市保健所・教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第51号

奈良市保健所・教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市保健所・教育総合センター条例施行規則（平成23年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「開場時間」を「入出庫時間」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 入出庫時間

ア 入庫時間 午前7時30分から午後9時まで

イ 出庫時間 午前7時30分から午後10時まで

第5条第3号を次のように改める。

(3) 条例別表に規定する総合センター利用者のうち、次のいずれかに該当するものが乗車している自動車

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15条）別表第5号の1級から4級までであるもの

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付する療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

（平成30年11月29日揭示済）

告 示

奈良市告示第639号

平成31年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

平成30年11月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

平成31年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成31・32年度（平成31年度）において、奈良市が発注する建設工

事、測量・建設コンサルタント等の入札、見積合せに参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札、見積合せに参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、今回は基準年受付となり、平成31・32年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、追加年受付となり、平成31年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成30年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間

平成31年1月15日（火）から平成31年1月31日（木）まで（土・日曜日を除く。）

※郵送分については、平成31年1月4日（金）から受付します。

- 3 受付時間
午前10時～正午、午後1時30分～午後4時
- 4 受付場所
奈良市役所庁舎北棟5階 契約課
＜問い合わせ先＞奈良市 会計契約部 契約課 契約係
電話番号 0742-34-4743
- 5 申請方法
 - (1) 市内業者は持参受付に限ります。後日、入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえお持ちください。
※同通知書（原本）は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに1通お持ちください。（切手が必要です。）
 - (2) 準市内業者及び市外業者は、郵送での申請をしてください。郵送受付は平成31年1月31日（木）までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。（2通それぞれに切手が必要です。）
※同受付票及び通知書（原本）は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。（切手が必要です。）
- 6 郵送先
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 会計契約部 契約課 契約係
- 7 登録有効期間
 - (1) 市外業者 2年間（平成31・32年度）
 - (2) 市内業者・準市内業者 1年間（平成31年度）
- 8 有資格者の決定
資格審査の結果、その内容が適正であると認められたものを有資格者と決定します。
- 9 その他留意事項
 - (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
 - (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
 - (3) 各証明書（原本及び写し）は、申請日以前3か月

以内のものを提出してください。

- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、会計契約部契約課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)
- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

(7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(平成29年9月1日から平成30年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者

<市内業者> (市内に建設業法に基づく本店を有する者) (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

① 入札参加資格審査申請書(第1号様式)

* 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種(土木一式、建築一式、電気、管、舗装、塗装、防水、造園及び解体)については、最大3業種までの申請となります。

- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成29年9月1日から平成30年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)
 - ③ 従業員名簿(第5号様式)
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
 - ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
 - ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号[経營業務の管理責任者証明書](写し)
 - ⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号(一)又は(二)[専任技術者一覧表・専任技術者証明書](写し)
 - ⑧ 建設業許可通知書又は証明書(写し)
 - ⑨ 印鑑証明書(印影が鮮明なものに限り写し可)(法人・個人)
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
 - ⑪ 財務諸表(直近2年度分)
 - ・個人 青色申告の場合: 所得税確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し
白色申告の場合: 所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し
(所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)
 - ・法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
 - ⑫ 納税証明書(写し)
 - ・個人 平成29・30年度分の市・県民税及び平成29・30年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・法人 平成29・30年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成30年度分が確定していない場合は、平成28・29年度分)及び平成29・30年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
 - ⑬ 国民健康保険料納付証明書(写し)(個人業者のみで平成29・30年度分)
 - ⑭ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(奈良市企業局での証明で該当者のみ平成29年4月~平成30年9月分)
 - ⑮ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
 - ⑯ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
 - ⑰ 調査票
 - ⑱ 誓約書
 - ⑲ 入札参加資格審査申請書受付票(紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの)及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

＜準市内業者＞（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成29年9月1日から平成30年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
- ⑦ 建設業許可申請書の別表、別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑧ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 印鑑証明書（印影が鮮明なものに限り写し可）（法人・個人）
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑪ 納税証明書（写し）
 - ・個人 平成29・30年度分の市・県民税及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人 平成29・30年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成30年度分が確定していない場合は、平成28・29年度分）及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成29年4月～平成30年9月分）
- ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑮ 調査票
- ⑯ 誓約書
- ⑰ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

＜市外業者＞（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成29年9月1日から平成30年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
 - ⑦ 建設業許可申請書の別表、別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
 - ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑨ 印鑑証明書（印影が鮮明なものに限り写し可）（法人・個人）
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑪ 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - ・個人（その3）又は（その3の2）様式及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人（その3）又は（その3の3）様式及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑭ 調査票
 - ⑮ 誓約書
 - ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）

4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2）
 - ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
 - ③ 技術職員名簿
 - ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
 - ⑤ 業務実績調書（過去2年分）（任意様式）
 - ⑥ 財務諸表（直近1年度分）
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
 - ⑦ 営業所一覧表
 - ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑨ 印鑑証明書（印影が鮮明なものに限り写し可）（法人・個人）
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑪ 納税証明書（写し）
 - ・ 市内業者及び準市内業者
 - 個人 平成29・30年度分の市・県民税及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人 平成29・30年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成30年度分が確定していない場合は、平成28・29年度分）及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・ 市外業者
所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - 個人（その3）又は（その3の2）様式及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人（その3）又は（その3の3）様式及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成29・30年度分）
 - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成29年4月～平成30年9月分）
 - ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑯ 調査票
 - ⑰ 誓約書
 - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第4号様式）
- ② 取扱品目一覧表
- ③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類
- ④ 印鑑証明書（印影が鮮明なものに限り写し可）（法人・個人）
- ⑤ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑥ 納税証明書（写し）
 - ・ 市内業者及び準市内業者
 - 個人 平成29・30年度分の市・県民税及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

法人 平成29・30年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成30年度分が確定していない場合は、平成28・29年度分）及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

・市外業者

所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）

個人（その3）又は（その3の2）様式及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

法人（その3）又は（その3の3）様式及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

- ⑦ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成29・30年度分）
 - ⑧ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成29年4月～平成30年9月分）
 - ⑨ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑩ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑪ 調査票
 - ⑫ 誓約書
 - ⑬ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

（平成30年11月20日揭示済）

奈良市告示第640号

平成31・32年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成30年11月20日

奈良市長 仲川 元庸

平成31・32年度 奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成31・32年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札・見積合せに参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札・見積合せに参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、

許可、登録、認可等を受けていること。

- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。

- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間及び時間

- (1) 受付期間

市内業者	平成30年12月10日（月）～平成30年12月21日（金）※土曜・日曜を除く。
準市内業者 市外業者	平成30年12月3日（月）～平成30年12月21日（金）※土曜・日曜を除く。

※準市内業者…奈良市内に支店または営業所を有する業者

- (2) 受付時間

午前10時～正午、午後1時30分～午後4時

3 受付場所及び申請方法

(1) 受付場所

奈良市役所庁舎北棟 6階 第18会議室 (持参受付の方のみ)

(2) 申請方法

市内業者…別表第1の書類をクリアーホルダー(A4)に入れ、**持参申請**でのみ受け付けます。

準市内・市外業者…別表第1の書類をクリアーホルダー(A4)に入れ、**郵送申請**でのみ受け付けます。

※1 持参申請の方は、後日入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、申請書類と一緒に住所・業者名・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒をお持ちください。

※2 郵送申請は、受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、住所・業者名・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒を2通同封してください。(それぞれに切手が必要です。)

4 郵送先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市会計契約部契約課

5 登録有効期間

2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)

6 その他留意事項

(1) 各証明書(原本及び写し)は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。

(2) 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。

(3) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。

(4) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。

(5) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。

(6) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

7 問い合わせ先

奈良市会計契約部契約課契約係

電話番号 0742-34-4743 (ダイヤルイン)

奈良市企業局管理部企業技術監理課入札係

電話番号 0742-34-5200 (代表)

※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1

提出書類	書類の名称	個人	法人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書(第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請書(第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3	業者情報及び販売高調書(第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4	契約実績調書(第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5	取扱メーカー調書(第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6	資格(技術)者等調書(第6号様式)	△	△	営業に關し、免許・登録・許可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
7	例一警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出、建築物における衛生環境の確保に關する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録・院内清潔認定書、消防設備士免状甲乙、点検資格免状、電気工事士免状、毒物動物一般販売登録票等	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押し印してください。
8	使用印鑑届(第7号様式)	○	○	権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。
9	委任状(第8号様式)	△	△	(注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を採消し、訂正印を押ししてください。また、追加事項があれば追加してください。
10	印鑑証明書(印影が鮮明な場合に限り写し可)	○	○	法人…法務局、個人…市町村
11	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○	○	法務局が証明するもの
12	納税証明書(写し可) * 市内業者・準市内業者 * 市・県民税…2年度分 (法人は法人市民税) * 固定資産税…2年度分 (奈良市課税分) * 市外業者 * 個人…所得税(その3又はその3の2) * 法人…法人税(その3又はその3の3) * 固定資産税…2年度分 (奈良市課税分)	○	○	法人の場合：貸借対照表、損益計算書、株主資本等要 動計算書 個人の場合：①青色申告の場合：所得税確定申告書の写し、申告書法務書(貸借対照表、損益計算書)の写し ②白色申告の場合：所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し ※所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
13	納付証明書(写し可) * 国民健康保険料…2年度分 (本市の国民健康保険料を賦課された者)	○	○	市内業者、準市内業者 平成29・30年度分の市、県民税(法人においては法人市民税、入札参加資格審査申請書提出時において平成30年度分が確定していない場合は、平成28・29年度分)及び平成29・30年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
14	調査票	○	○	市外業者 所得税(法人においては法人税)及び平成29・30年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
15	誓約書	○	○	平成29・30年度分の国民健康保険料(国民年金課税証明)
16	入札参加資格審査申請書受付票(第9号様式)	○	○	あらかじめ、商号又は名称を記入しておいてください。

(注) ○印は、必ず提出するもの。
△印は、必要な方が提出するもの。
提出書類は、クリアーホルダー(A4)に入れて提出してください。

(平成30年11月20日揭示済)

奈良市告示第641号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により、下記のとおり飼育者不明の犬を収容しましたので、同法第6条第8項の規定により公示します。

平成30年11月20日

奈良市長 仲川元庸
記

収容日時：平成30年11月19日 10時30分

場所：水間町

種類：柴犬

毛色：茶

性別：メス

推定年齢：8才

体格：中

備考：首輪なし

(平成30年11月20日揭示済)

奈良市告示第642号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年11月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年11月20日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR

奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成30年11月20日揭示済)

奈良市告示第643号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者より廃止の届出がありましたので、第78条の11第2号の規定により公示します。

平成30年11月21日

奈良市長 仲川元庸

【地域密着型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970104911	奈良市四条大路二丁目860-1	ほれほれ四条大路リハビリ・サロン	奈良市登美ヶ丘二丁目2番15	株式会社ひまわりの会	1150001001997	平成30年12月31日

(平成30年11月21日揭示済)

奈良市告示第644号

平成30年11月29日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成30年11月22日

奈良市長 仲川元庸
(平成30年11月22日揭示済)

奈良市告示第645号

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を

改正する告示を次のように定める。

平成30年11月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示
奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱（平成14年奈良市告示第390号）の一部を次のように改正する。
第7条第3項中「実費相当額として500円」を「交付に要する実費相当額（郵送料を含む。）として1,000円」に改める。

附 則

<p>(施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成31年4月1日より施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この告示による改正後の奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱第7条第3項の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る実費相当額から適用し、同日前の申請に係る実費相当額については、なお従前の例による。</p> <p>(平成30年11月26日揭示済)</p>	<p>奈良市告示第646号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。</p> <p>平成30年11月27日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">指定介護機関</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">施設又は実施する事業の種類</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">指定年月日</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">開設者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">施設又は実施する事業の種類</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">指定年月日</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">主たる事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉用具いまにし</td> <td>奈良県奈良市此瀬町353番地</td> <td rowspan="2">居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成30年11月1日</td> </tr> <tr> <td>株式会社今西住設ガスセンター</td> <td>奈良県奈良市此瀬町353番地</td> </tr> <tr> <td>訪問介護ココピタスマイル</td> <td>奈良県奈良市学園朝日元町一丁目1898番地の5</td> <td rowspan="2">居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成30年11月1日</td> </tr> <tr> <td>株式会社ココピタスマイル</td> <td>奈良県奈良市朱雀一丁目7番地の4</td> </tr> <tr> <td>デイサービスパルメールケア奈良六条</td> <td>奈良県奈良市六条二丁目4-8</td> <td rowspan="2">地域密着型通所介護</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成30年11月1日</td> </tr> <tr> <td>株式会社 CareNation</td> <td>千葉県千葉市中央区矢作町185-11</td> </tr> <tr> <td>医療法人新仁会 奈良春日病院 介護医療院</td> <td>奈良県奈良市鹿野園町1212番地の1</td> <td rowspan="2">介護医療院サービス</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成30年11月1日</td> </tr> <tr> <td>医療法人 新仁会（社団）</td> <td>奈良県奈良市鹿野園町1212番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(平成30年11月27日揭示済)</p>	指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日	名称	所在地	開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日	名称	主たる事務所の所在地	福祉用具いまにし	奈良県奈良市此瀬町353番地	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	平成30年11月1日	株式会社今西住設ガスセンター	奈良県奈良市此瀬町353番地	訪問介護ココピタスマイル	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目1898番地の5	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）	平成30年11月1日	株式会社ココピタスマイル	奈良県奈良市朱雀一丁目7番地の4	デイサービスパルメールケア奈良六条	奈良県奈良市六条二丁目4-8	地域密着型通所介護	平成30年11月1日	株式会社 CareNation	千葉県千葉市中央区矢作町185-11	医療法人新仁会 奈良春日病院 介護医療院	奈良県奈良市鹿野園町1212番地の1	介護医療院サービス	平成30年11月1日	医療法人 新仁会（社団）	奈良県奈良市鹿野園町1212番地の1	<p style="text-align: center;">奈良市大安寺二丁目48番1及び51番の各一部 (2) 下水道 奈良市大安寺二丁目48番1及び51番の各一部 (平成30年11月27日揭示済)</p>
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類			指定年月日																																
名称	所在地																																				
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日																																		
名称	主たる事務所の所在地																																				
福祉用具いまにし	奈良県奈良市此瀬町353番地	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	平成30年11月1日																																		
株式会社今西住設ガスセンター	奈良県奈良市此瀬町353番地																																				
訪問介護ココピタスマイル	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目1898番地の5	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）	平成30年11月1日																																		
株式会社ココピタスマイル	奈良県奈良市朱雀一丁目7番地の4																																				
デイサービスパルメールケア奈良六条	奈良県奈良市六条二丁目4-8	地域密着型通所介護	平成30年11月1日																																		
株式会社 CareNation	千葉県千葉市中央区矢作町185-11																																				
医療法人新仁会 奈良春日病院 介護医療院	奈良県奈良市鹿野園町1212番地の1	介護医療院サービス	平成30年11月1日																																		
医療法人 新仁会（社団）	奈良県奈良市鹿野園町1212番地の1																																				
<p>奈良市告示第647号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。</p> <p>平成30年11月27日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 許可の年月日及び番号 平成30年5月31日 奈良市指令整開 第18A-5号</p> <p>2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成30年11月27日 第1660号 公共施設 平成30年11月27日 第808号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市大安寺二丁目48番1及び51番の一部</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市大宮町一丁目6番21 株式会社 やまと不動産 代表取締役 森本 勇人</p> <p>5 公共施設の種類、位置及び区域 (1) 道路</p>	<p>奈良市告示第648号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p> <p>平成30年11月27日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成30年11月27日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(平成30年11月27日揭示済)</p>																																				

監 査

奈良市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年11月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

生涯学習課

監査結果公表日 平成30年1月19日（奈良市監査委員告示第1号）

措置結果通知日 平成30年10月31日

[監査の結果]	[措置の内容]
(1) 青少年野外活動センターの使用料の収納事務を指定管理者に委託しており、使用料の算定は、住所地（市内、市外）等により異なるが、使用者名簿に住所の記載漏れが数件あった上、使用者名簿を受領していない事例も見受けられた。また、使用承認申請書及び領収書控えに連番が付されていなかった。 これらのことから、収納された金額が適正であるかの判断ができない状況であった。所管課は、公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、施設の使用状況及び使用料の収納状況を把握し、収納された金額が正確であるか確認されたい。	(1) 平成30年4月申請分から、指定管理者へ使用承認申請書、使用者名簿、連番が付された領収書控えの提出を求め、収納された金額が正確であるかの確認を行うよう改善しました。
(4) 「奈良市指定管理者選定委員会の設置に関する予算要求について（通知）」において、平成29年度から指定管理者選定委員会の委員に費用弁償を支給することとなっているが、奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則を改正していなかったため、黒髪山キャンプフィールド指定管理者選定委員会において、委員	(4) 平成30年3月定例教育委員会において、奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則を改正し、平成30年度に実施した奈良市教育委員会指定管理者選定委員会において委員の費用弁償を支給しました。

の費用弁償を支給していなかった。
同規則を改正した上で、費用弁償を支給されたい。

保健給食課

監査結果公表日 平成30年1月19日（奈良市監査委員告示第1号）

措置結果通知日 平成30年11月5日

[監査の結果]	[措置の内容]
(1) 奈良市学校結核対策委員会設置要領では、組織体であること、委員への委嘱行為及び委員長の選出等の内容が明記されており、「奈良市附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関する指針」(平成27年2月18日施行)に基づき判断すると、附属機関に該当することになるが、条例を制定せず、報償費が委員に支給されていた。 奈良市学校結核対策委員会の条例を制定した上で、委員には、報償費ではなく報酬として支給されたい。	(1) 平成30年6月議会において、附属機関設置条例の一部改正が議決され、これにより附属機関となった。 7月以降は附属機関として奈良市学校結核対策委員会の運営を行い、委員には報償費ではなく報酬を支給した。
(2) 学校給食費用の領収書綴を査閲したところ、現金分任出納員が課の窓口で領収する際、出張して収納する場合に使用する個人印を領収書に押印していた。 奈良市会計規則第10条第1項の規定に則り、所定の領収印を使用されたい。	(2) 指摘を受けた以降は、奈良市会計規則第10条第1項の規定に則り、所定の領収印を使用するよう改善した。

保健所・教育総合センター管理課

監査結果公表日 平成29年7月3日（奈良市監査委員告示第12号）

措置結果通知日 平成30年11月19日

[監査の結果]	[措置の内容]
平成27年度の定期監査においても同様の指摘を行ったが、過電流継電器取替修理について、予定価格が20万円以上であり、相手方が特定される契約ではないが、見積書を取らなかった。 奈良市契約規則第18条の2第1項の規定に則り、2人以	奈良市保健所・教育総合センターにおける譲渡動物飼養室・負傷動物収容室電気温水器の修理について、予定価格が20万円以上であったため、奈良市契約規則第18条の2第1項の規定に則り、平成30年7月2日に2者から見積書を徴取し見積り合わせを行いました。

<p>上の者から見積書を徴取されたい。</p>	<p>今後は契約規則に基づいて、適正な契約事務を行います。</p>	<p>る。適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>(4) 平成30年度から、普通財産貸付契約における支柱及び支線については、その取扱いを見直し、奈良市道路占用料に関する条例の別表の「その他の柱類」として、貸付料を徴取することとしました。</p>
<p>官民連携推進課 (旧東部上下水道管理課) 監査結果公表日 平成29年4月6日 (奈良市監査委員告示第7号) 措置結果通知日 平成30年11月20日</p>		<p>(4) 配電用支持物の設置に係る普通財産貸付契約において、契約書第3条に、貸付料は奈良市道路占用料に関する条例の規定を準用しと規定されているが、支柱及び支線を含まずに貸付料の算出を行っていた。しかも、納期限から遅延して納入されているが、督促状は送付しておらず、遅延利息を請求していなかった。適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>(4) 平成30年度から、普通財産貸付契約における支柱及び支線については、その取扱いを見直し、奈良市道路占用料に関する条例の別表の「その他の柱類」として、貸付料を徴取することとしました。</p> <p>また、貸付料については、納期限内に納入していただきました。</p>
<p>[監査の結果]</p> <p>消火栓整備委託工事について、見積書、完了届及び検収書が添付されていなかった。奈良市契約規則第18条の2の規定に則り見積書を徴取し、また、地方自治法第234条の2の規定に則り、完了届及び検収書を徴取されたい。</p>	<p>[措置の内容]</p> <p>平成29年度から、消火栓整備委託工事について、奈良市契約規則第18条の2の規定に則り、2人以上の者から見積書を徴取し、また、地方自治法第234条の2の規定に則り、完了届を徴取し、検収した上で検収書を作成し、委託工事件書類として整えるよう徹底いたしました。</p>	<p>(5) 都市公園内で携帯電話基地局を設置し、その周辺の土地を囲って占有する場合の使用料の算出について、基地局本体分と周辺の土地占有面積分を徴収している事例、また、周辺の土地占有面積分のみを徴収している事例があった。統一した使用料の算出を行い、適正に徴取されたい。</p>	<p>(5) 平成30年度から、携帯電話基地局の設置に係る使用料については、「周辺の土地占有面積分のみ」に統一し、使用料を徴取することとしました。</p>
<p>公園緑地課 監査結果公表日 平成29年4月6日 (奈良市監査委員告示第7号) 措置結果通知日 平成30年11月22日</p>			
<p>[監査の結果]</p> <p>(1) 施設修繕 (31件) について、完了届の徴取が行われていなかった。地方自治法第234条の2の規定に則り、完了届を徴取されたい。</p> <p>(2) 都市公園内での配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し占有を許可しているが、支柱、支線及び追支線の使用料を徴収していなかった。奈良市都市公園条例第9条別表の規定に則り、適正に事務処理を行われたい。</p> <p>(3) 公園占用料において、占有許可日に納入通知書を発行し、納期限を2か月後と定めていた事例が散見された。しかも、納期限から遅延して納入された事例が2件あった。奈良市都市公園条例第13条に、使用料は (中略) 許可を受けた際納入しなければならぬと規定されてい</p>	<p>[措置の内容]</p> <p>(1) 平成29年度から、施設修繕の完了届については、事業の完了時に徴取するように徹底いたしました。</p> <p>(2) 平成30年度から、徴収していなかった支柱、支線及び追支線の使用料の取扱いを見直し、奈良市都市公園条例第9条別表の「その他の柱類」として徴収することとしました。</p> <p>(3) 公園の使用料の納付については、奈良市都市公園条例第13条を平成29年12月26日条例第42号により改正し、「市長が指定する期日までに一括して納入しなければならない。」と改めた上で、納期限については、通知日から20日後に統一し、納期限内に納入していただきました。</p>	<p>(平成30年11月30日揭示済)</p>	<p>(平成30年11月30日揭示済)</p>
<h2>公 営 企 業</h2>			
<p>奈良市企業局告示第65号</p>			
<p>都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画) 下水道事業奈良市単独公共下水道の事業認可及び変更図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。</p>			
<p>平成30年11月16日</p>			
<p>奈良市公営企業管理者 池田 修</p>			
<p>【縦覧場所】</p>			
<p>奈良市法華寺町264番地1</p>			
<p>奈良市企業局管理部下水道計画管理課</p>			
<p>【縦覧する図書】</p>			
<p>・事業地を表示する図面一式 (位置図、平面図)</p>			
<p>・設計の概要を表示する図面一式</p>			
<p>(平成30年11月16日揭示済)</p>			
<p>奈良市企業局告示第66号</p>			

平成31・32年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成30年11月20日

奈良市公営企業管理者
池田 修

以下省略

(平成30年11月20日揭示済)

奈良市企業局告示第67号

平成31年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成30年11月21日

奈良市公営企業管理者
池田 修

平成31年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成31・32年度（平成31年度）において、奈良市企業局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札、見積合せに参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札、見積合せに参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、今回は基準年受付となり、平成31・32年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、追加年受付となり、平成31年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成30年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間

平成31年1月15日（火）から平成31年1月31日（木）まで（土・日曜日を除く。）

※郵送分については、平成31年1月4日（金）から受付します。

3 受付時間

午前10時～正午、午後1時30分～午後4時

4 受付場所

奈良市企業局2階 企業技術監理課

<問い合わせ先>奈良市企業局 管理部 企業技術監理課 入札係 電話番号0742-34-5200（局代表）

5 申請方法

- (1) 市内業者は持参受付に限ります。後日、入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえお持ちください。

※同通知書（原本）は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに1通お持ちください。（切手が必要です。）

- (2) 準市内業者及び市外業者は、郵送での申請をしてください。郵送受付は平成31年1月31日（木）までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。（2通それぞれに切手が必要です。）

※同受付票及び通知書（原本）は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記

した返信用封筒をさらに2通同封してください。
(切手が必要です。)

6 郵送先

〒630-8001

奈良市法華寺町264番地1

奈良市企業局 管理部 企業技術監理課 入札係

7 登録有効期間

(1) 市外業者 2年間 (平成31・32年度)

(2) 市内業者・準市内業者 1年間 (平成31年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

(1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。

(2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。

(3) 各証明書(原本及び写し)は、申請日以前3か月

以内のものを提出してください。

(4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、管理部企業技術監理課入札係に変更届を提出してください。

(5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)

(6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

(7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(平成29年9月1日から平成30年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者

<市内業者> (市内に建設業法に基づく本店を有する者) (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書(市内本店用(奈良市企業局の様式))
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成29年9月1日から平成30年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 従業員名簿(第5号様式)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
- ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号[経營業務の管理責任者証明書](写し)
- ⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号(一)又は(二)[専任技術者一覧表・専任技術者証明書](写し)
- ⑧ 建設業許可通知書又は証明書(写し)
- ⑨ 印鑑証明書(印影が鮮明なものに限り写し可)(法人・個人)
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑪ 財務諸表(直近2年度分)
 - ・個人 青色申告の場合: 所得税確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し
白色申告の場合: 所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し
(所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)
 - ・法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- ⑫ 納税証明書(写し)
 - ・個人 平成29・30年度分の市・県民税及び平成29・30年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・法人 平成29・30年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成30年度分が確定していない場合は、平成28・29年度分)及び平成29・30年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
- ⑬ 国民健康保険料納付証明書(写し)(個人業者のみで平成29・30年度分)
- ⑭ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(奈良市企業局での証明で該当者のみ平成29年4月～平成30年9月分)
- ⑮ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑯ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑰ 調査票

- ⑱ 誓約書
- ⑲ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成29年9月1日から平成30年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
- ⑦ 建設業許可申請書の別表、別紙二（1）又は二（2）（写し）[営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑧ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 印鑑証明書（印影が鮮明なものに限り写し可）（法人・個人）
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑪ 納税証明書（写し）
- ・個人 平成29・30年度分の市・県民税及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人 平成29・30年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成30年度分が確定していない場合は、平成28・29年度分）及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成29年4月～平成30年9月分）
- ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑮ 調査票
- ⑯ 誓約書
- ⑰ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成29年9月1日から平成30年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
- ⑦ 建設業許可申請書の別表、別紙二（1）又は二（2）（写し）[営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 印鑑証明書（印影が鮮明なものに限り写し可）（法人・個人）
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑪ 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
- ・個人（その3）又は（その3の2）様式及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人（その3）又は（その3の3）様式及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領

収書等は不可。

- ⑭ 調査票
 - ⑮ 誓約書
 - ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
- 3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）

- 4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- 5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2（奈良市企業局の様式））
 - ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
 - ③ 技術職員名簿
 - ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
 - ⑤ 業務実績調書（過去2年分）（任意様式）
 - ⑥ 財務諸表（直近1年度分）
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
 - ⑦ 営業所一覧表
 - ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑨ 印鑑証明書（印影が鮮明なものに限り写し可）（法人・個人）
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑪ 納税証明書（写し）
 - ・ 市内業者及び準市内業者
 - 個人 平成29・30年度分の市・県民税及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人 平成29・30年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成30年度分が確定していない場合は、平成28・29年度分）及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・ 市外業者
 - 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - 個人（その3）又は（その3の2）様式及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人（その3）又は（その3の3）様式及び平成29・30年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成29・30年度分）
 - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成29年4月～平成30年9月分）
 - ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑯ 調査票
 - ⑰ 誓約書
 - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

（平成30年11月21日揭示済）

消 防

奈良市消防局告示第1号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条第4項及び第17条の4第1項の規定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）第32条第1項の規定により公示します。

平成30年11月27日

奈良市消防局長
藤村正弘

対象物所在地 奈良市都祁南之庄町2番地の1
対象物名称 高山タマキ所有建物（占有者、株式会社共伸物流）

命令を受けたもの 高山 タマキ（所有者）

上記対象物については、消防法第17条第1項違反と認めるので、同法第8条第4項及び第17条の4第1項の規定に基づき、次のとおり命令します。

命令事項

- 平成31年1月15日までに、倉庫棟に屋内消火栓設備を設置すること。
（消防法第17条第1項、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第11条第1項第2号及び第6号）
- 平成31年1月15日までに、倉庫棟に自動火災報知設備を設置すること。
（消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第4号及び第11号）

（平成30年11月27日揭示済）

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により平成30年12月1日現在の選挙人名簿の登録日を平成30年12月3日に定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定に基づき告示します。

平成30年11月20日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志
（平成30年11月20日揭示済）

農業委員会

奈良市農業委員会告示第16号

奈良市農業委員会平成30年12月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成30年11月30日

奈良市農業委員長

異 一 孝

- 日時
平成30年12月7日（金） 午後1時30分
- 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室
- 審議案件
・法令等に基づく事務関係
(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
(2) 農地の競売に係る買受適格証明について
(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集計画について
(4) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
(5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（5月専決処理分）
(6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(7) 知事許可について（11月許可分）
（平成30年11月30日揭示済）

議 会

奈良市議会告示第14号

本日、林 政 行 議員を奈良市広報広聴委員会の委員に選任しました。

平成30年11月20日

奈良市議会議長
東久保 耕 也
（平成30年11月20日揭示済）

奈良市議会告示第15号

本日、松 下 幸 治 議員を奈良市広報広聴委員会の委員に選任しました。

平成30年11月22日

奈良市議会議長
東久保 耕 也
（平成30年11月22日揭示済）